

韮崎市立病院看取りに関する指針

1 目的

厚生労働省の「人生の最終段階における医療とケアの決定プロセスに関するガイドライン」及び「韮崎市立病院倫理・倫理行動指針」の内容を踏まえ、韮崎市立病院における看取りの方針を定める。

2 基本姿勢

- (1) 患者さんが意思表示できる間に、蘇生及び延命のための医療行為に関する希望を確認し、それを尊重します。
- (2) 患者さんの意思を確認できない場合で、ご家族が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重します。
なお、ご家族が患者さんの意思を推定できない場合には、患者さんにとって何が最善であるかについてご家族と十分に話し合い、患者さんにとっての最善の治療方針をとることを多職種により構成される医療・ケアチームで話し合い、医師が決定します。
- (3) 患者さんとご家族の意思が異なる場合、繰り返し話し合いを行います。話し合いを行ってもなお意見が食い違う場合には、患者さんの意見を最優先します。
- (4) ご家族がいない場合及びご家族が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者さんにとっての最善の治療方針をとることを基本とします。
- (5) 人生観や価値観など、患者さんの希望に沿った終末期を含めた将来の医療や介護を実現するため、アドバンス・ケア・プランニングの手法により、継続的な意思確認を行います。

3 対象

- (1) 主治医を含む複数の医師及び看護師、その他必要な複数の医療関係者が判断した結果、最善の医療を尽くしても、医学的に回復の見込みがなく、死期を迎える
と判断される状態にある患者さん
- (2) 医学的に回復の見込みのない状態を患者さん及びご家族が十分に理解したうえで、看取りについて同意があった患者さん

4 実施内容（医療・ケアの方針の決定手続）

- (1) 本人の意思の確認ができる場合
 - ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。
そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、本人が自らの意思でその都度示し、伝えることができるような支援を行います。

また、本人が自ら意思を伝えられない状態に備え、ご家族等も含めた話し合いを繰り返し行います。

③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度記録します。

(2) 本人の意思が確認できない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

① ご家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とします。

② ご家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者としてご家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。なお、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

③ ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度記録します。

5 その他

(1) 環境整備

尊厳ある安らかな最期を迎えられるよう可能な限りの環境を提供するよう努めます。

(2) 病院内の連携体制

看取りの案施に当たっては、カンファレンス等を通じて関係する全ての職員による情報共有を図り、協力体制を構築したうえで必要な医療・ケアを実施します。

(3) 職員教育

看取りに関する職員研修等を行い、看取りに関する知識の向上に努めます。

《参考》

韮崎市立病院倫理・倫理行動指針

厚生労働省 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

日本医師会 終末期医療アドバンス・ケア・プランニング（ACP）から考える。